

第4号（選定基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

第4号の基準（選定基準）は、救急隊が医療機関リストの中から搬送先医療機関を選択する基準を設定するものである。

○ 搬送先の選定にあたっては

- ・ 搬送時間
- ・ 傷病者のかかりつけ医療機関の有無
- ・ 医療機関の受入可否状況

等を考慮し、総合的に判断することが必要である。

第5号（伝達基準）

消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

第5号の基準（伝達基準）は、救急隊が、選定基準によって選定を行った医療機関に対して、傷病者の状況を伝達する基準を設定するものである。

特に緊急性、専門性、特殊性等に関する事項や、搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項について優先して伝達する。

なお、伝達基準として設定されているものだけ伝達すればいいというものではなく、基本的に総合的に系統だった伝達が必要である。